

区民と創る港区の男女平等参画のための情報誌



VOL.  
**84**

令和7年(2025年)  
2月発行



## 特集：ジェンダーに基づく暴力(GBV)を再考する

- ・紛争に関わる性暴力 (CRSV)  
～国際社会の取り組みと私たちとのつながり～
- ・「ジェンダーに基づく暴力」と日本の法律

DV加害者プログラムは、DV被害者支援の一環である  
～リーブラ・パープルリボン運動2024 信田さよ子さん講演会 要旨～



# 紛争に関わる性暴力(CRSV)

## ～国際社会の取り組みと私たちとのつながり～

【寄稿】つちの みづほ  
土野 瑞穂さん

国際社会では紛争下における性暴力が「平和に関わる問題」として認識されています。本特集では、CRSV（紛争に関わる性暴力）の問題性について、そしてこの問題を国際社会がいかに取り組んできたのかについて、フェミニスト国際関係論を研究されている土野さんから解説していただきます。

### 「紛争の武器」としての性暴力とは？

「紛争の武器」としての性暴力とは、性暴力が紛争を遂行するための「効果的な武器」あるいは「戦術」として意図的に使われていることを意味します。例えば1992年から1995年まで続いたボスニア・ヘルツェゴビナ紛争では、約2万人以上の女性がレイプ被害に遭ったと言われています。セルビア人加害者の目的は、ボスニア人を抹殺するために、ボスニア人女性にセルビア人の血を引く子を産ませることでした。このように他民族の集団を虐殺・迫害することをジェノサイドといいます。1990年から1994年にかけて起こったルワンダ紛争下でのツチ族女性へのレイプも、フツ族によるツチ族抹殺を目的としたジェノサイドとして行われました。近年では、コンゴ民主共和国で反政府勢力による女性へのレイプが繰り返されています。鉱物資源が豊かな同国において、反政府勢力は鉱物を売ることで戦闘の資金源にしています。そこで鉱物産出地域を支配すべく、その地域に住む女性たちを意図的にレイプしています。そうすると、女性とその家族は恐怖からその土地に住むことができなくなり、他の場所への移動を余儀なくされます。これこそが、反政府勢力の目的となっています。性暴力を用いることで住民に恐怖心を植え付け、自らその地を離れるように仕向けるという強制移動が行われているのです。

### CRSVという概念の登場

ただし、紛争下で起こるレイプを含む性暴力は女性だけでなく男性、女児や男児、セクシュアルマイノリティも標的とされます。また性暴力は戦闘行為が起こっていない時にも発生します。さらに性暴力には、様々な形態の暴力が含まれます。そこで近年、「Conflict-Related Sexual Violence」(頭文字をとって「CRSV」と称されます)という言葉が国連を中心に用いられています。日本語に訳すと「紛争に関わる性暴力」となります。CRSVとは、「紛争に直接または間接的に関連して女性、男性、女児、男児に対して行われるレイプ、性的奴隸、強制売春、強制妊娠、強制中絶、強制不妊手術、強制結婚、およびその他の同等の重大性を持つ性暴力」<sup>\*1</sup>を意味します。

### CRSVの根絶を目指した国際社会の取り組み

これまで紛争下で女性がレイプされるのは、「仕方のこと」「避けられないこと」と捉えられ、何の対処もなされていませんでした。ところが1990年代のボスニア・ヘルツェゴビナ紛争とルワンダ紛争で性暴力が「戦争の武器」として使用されていることが明らかとなったことをきっかけに、国際社会はこの問題に積極的に取り組むようになりました。例えば1998年、重大な罪を犯した個人を裁くために設立された国際刑事裁判所は、紛争下の性暴力をジェ

ノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪（一般市民に対する大量殺りくや殲滅などの非人道的行為や、政治的・人種的・宗教的理由に基づく迫害行為）と認定し、加害者の訴追・処罰を開始させました。2000年には、国連安全保障理事会が「紛争下の女性への暴力は国際安全保障問題である」と明記した画期的な「女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会決議第1325号」を採択しました。2009年には国連に「紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所」が創設され、CRSVに関する数多くの報告書が刊行されてきました。



「紛争下における性暴力に関するマンデート10周年記念イベント」後の記者会見の写真。左から、2018年ノーベル賞受賞者で、「イスラム国」の性奴隸とさせられたナディア・ムラド氏、南アフリカ共和国国際関係協力大臣のナレディ・バンダー氏、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表のプラミラ・バッテン氏、そして2018年ノーベル平和賞受賞者で、紛争下のコンゴ民主共和国で性暴力被害者の治療にあたってきた産婦人科医のデニ・ムクウェゲ氏（2019年10月30日、国連HPより。役職はいずれも当時のもの）\*2。

## 日本に住む私たちとCRSVとのつながりとは？

CRSVと聞くと、日本に住む私たちは遠い国の出来事のように感じられるでしょう。しかし実は私たちの生活とCRSVは無関係ではありません。例えばコンゴ民主共和国で反政府勢力が採掘している鉱物は、先進国に輸出され、私たちが毎日使用しているスマートフォンなどの電子機器に使用されています。つまり、私たちは間接的にコンゴ民主共和国の紛争とそこで生じているCRSVに加担しているのです。またCRSVの被害者たちは、被害者であるに

もかかわらず家族やコミュニティにとって「恥」であるとされ、社会の中で排除されてきました。日本でも、性被害をめぐっては「男性を誘惑するような服装をしていたからだ」「夜中に出歩くことが悪い」「男性なら性被害に遭うはずがない」といったかたちで、被害者を責める傾向があります。被害者自身も「恥ずかしくて誰にも言えない」と、自分を責めてしまう人たちも多くいます。このように性暴力被害は、戦時・平時問わず、被害者に沈黙を強いるため、その被害はなかったこととされてしまいがちです。

CRSVは現在も戦闘が続くウクライナやパレスチナでも起こっています。CRSVをなくすためには、まずは私たちの生活と現在起こっている紛争、そこで生じるCRSV、さらには私たちの日常生活でも起る性被害との結びつきを理解することが第一歩となるでしょう。

\*1 United Nation Security Council. 2019. Security Council Resolution 2467 (2019), adopted by the Security Council at its 8514th meeting, on 23 April 2019 (2024年11月30日取得、chrome-extension://efaidnbmnnibpcajpcgkclefindmkaj/https://www.un.org/shestandsforpeace/sites/www.un.org.shestandsforpeace/files/unscr\_2467\_2019\_on\_wps\_english.pdf).

\*2 United Nations, UN Photo/Mark Garten, (2024年11月30日取得、https://media.un.org/photo/en/asset/oun7/oun7825386) .

### 執筆者プロフィール

つちの みづほ  
**土野 瑞穂さん**  
明星大学教育学部准教授  
博士（社会科学）

専門はフェミニスト国際関係論。特に、紛争下で性暴力を受けた人々が尊厳を回復するための方途について研究している。近年の論文に、「『紛争下における女性への性暴力』研究の再考」（『平和研究』第60号、2023年）、「なぜ『人間の安全保障』にジェンダーの視点が必要なのか？」（『学術の動向』第24号、2019年）、「国連安全保障理事会決議1325号と紛争下における女性への性暴力の脱政治化」（『国際ジェンダー学会誌』第15号、2017年）など。



# 「ジェンダーに基づく暴力」と日本の法律

【寄稿】 雪田 樹理さん

ここ数年で、日本のジェンダーに基づく暴力(GBV)に関する法律は変わり始めています。その背景には、GBVに苦しむ当事者やその支援者、フェミニストたちによる不断の運動があったからです。本特集では、GBVの被害者たちに寄り添い、闘ってきた弁護士の雪田さんから、ここ数年における法改正の動き等について解説していただきます。

## 女性の人権を掲げた法律事務所の設立

1995年に北京で開催された国連主催による第4回世界女性会議／NGO会議に参加したことです。世界各国の女性達が「女性に対する暴力」について訴える姿を目の当たりにしたことがきっかけで、私は「女性に対する暴力」の問題に取り組むようになりました。

日本で初めて事業主へのセクハラ防止の配慮義務が導入された1999年、大阪府知事による学生への強制わいせつ事件が起き、私たちは大弁護団で闘いました。この裁判に勇気づけられた女性たちが次々と声を上げるようになり、さらに被害女性が相談しやすいようにと、2002年に私を含めた女性弁護士3人で「女性の人権を守ること」を掲げた法律事務所を立ち上げま



私たちがつくった『女性共同法律事務所』は、今では6人の仲間たちで活動しています。

した。ちょうど超党派の女性議員らによる議員立法で、配偶者暴力防止法(DV防止法)が全面施行された年のことです。

## DV防止法の改正と日本の課題

DV防止法は、その後、被害者の保護を拡大する3度の改正が行われ、2024年4月には、保護命令の対象を精神的な暴力に拡大するなどといった4回目の改正法が施行されました。

しかし、日本のDV防止法の枠組みは、被害者が「逃げる」「隠れる」を前提としたものになっています。被害者や子どもが、それまでの生活を捨てて、加害者に追跡されない場所に避難することで、安全を確保する仕組みになっているのです。そのため、加害者から離れる決心がつかず、「一時保護」制度の利用を諦める人も少なくありません。DV被害の中には「徹底した避難」でしか安全を守れないケースもありますが、暴力の背景にある要因や加害者の特性によっては「徹底した避難」まで必要なこともあります。

ヨーロッパでは2014年にイスタンブル条約が施行され、被害者の最大限の自由や権利——シェルターや新たな住居への移動や住居へ留まる権利、パートナーから離れるかを選択で

きる権利や保護を受ける権利——が保障されています。日本でも、男女共同参画会議・女性に対する暴力に関する専門調査会の「DV対策の今後の在り方」(2021年3月)で、逃げられないDV、逃げないDVのことが議論されました。法改正には反映されませんでした。今後さらに加害者対策を含む被害者保護の在り方を検討していく必要があります。

## 性犯罪規定の改正と日本の課題

最近の大きな法改正は、何といっても刑法における性犯罪に「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」が導入されたことです。「性犯罪の処罰の本質は、被害者が同意していないにもかかわらず、性的行為を行うことにある」とされ、そのことを端的に表わす「不同意」が罪名になったことは、「性的同意」を社会の中で定着させていく第一歩であり、「No means No」になったと評価されています。

改正前は、犯罪となるには「相手の抵抗を著しく困難にさせる程度の暴力又は脅迫」が必要とされていたため、被害者が必死に抵抗したかが問われ、その落ち度が責められ、「泣き寝入り」するケースが多くありました。改正法では、法律が列挙した8つの事由からそれに類する行為によって、「同意しない意思を形成し、表明、若しくは全うすることが困難な状態にさせ」または「その状態にあることに乘じて」性交等やわいせつ行為をした場合に犯罪が成立します。そのため、警察に被害申告する方が増えてきています。

今後は、「困難な状態」であったか否かについて、被害者の置かれた状況や被害心理が正しく理解され、適切に起訴され、処罰されていく

のかを注視していかなければなりません。そして、真に「不同意」の性的行為を処罰するためには、積極的な同意がなければ性犯罪が成立する「Yes means Yes」への改正を求めていく必要があります。

また、2018年までに全都道府県にワンストップ支援センターが設置され、国も性暴力・性犯罪に関する強化方針を定めています。しかし、被害者支援を定めた法律がないため、その支援の内容も、財政面でも十分ではありません。全国どこでも誰でもいつでも質の高い専門的な支援を受けられるように、被害者支援法を整備することが喫緊の課題となっています。

## 最後に

2024年4月、初めての女性福祉に関する法律「困難女性支援法／女性支援新法」が施行されました。DVや性暴力・性虐待・性的搾取、離婚、貧困、心身の疾患や障害、居場所の喪失、社会的孤立、予期しない妊娠・中絶・出産、孤立した子育てなどの困難を抱えた女性を、誰一人、取り残すことなく支援するための人員と施策の充実が求められています。

### 執筆者プロフィール

ゆきた じゅり  
**雪田 樹理さん**

弁護士、認定特定非営利法人いくの学園理事長、特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪SACHICO副理事長、認定特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ理事



1990年弁護士登録。女性共同法律事務所、大阪弁護士会所属。主に女性に対する暴力に関する分野で弁護士活動をしている。

# DV加害者プログラムは、DV被害者支援の一環である

## ～リーブラ・パープルリボン運動2024 信田さよ子さん講演会 要旨～

2024年11月22日（金）、講師に公認心理師の信田さよ子さんをお招きし、「誰もがDVから解放されるために～DV被害者支援と加害者の更生～」と題してご講演いただきました。本号では講演の要旨をご紹介いたします。

### DVの本質は、恐怖である

「DV」と聞いて一般的に想像されることは、やはりパートナーへの殴る／蹴るといった身体的な暴行ではないだろうか。しかし、それはDVの本質の、ほんの氷山の一角でしかない。DVには、実際にDVを受けている被害者にしか見えない、また感じることができない「恐怖」がある——これこそがDVの本質なのである。

図1は、DVの問題性をよく表している。ピラミッドの1番上に「身体的DV」があり、その下に「性的DV」と「精神的DV」がある。当事者でない人にとっては、一番上の身体的DVしか見ることができないが、これはまさに氷山の一角であり、実際にはその下に、性的DVと精神的DVがあるが、それを発見することは容易でない。ここにDVの問題性がある。

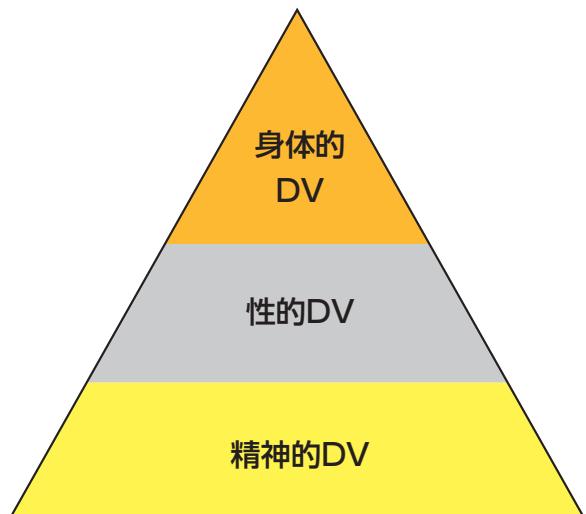


図1 DVの本体は身体的外傷ではなく「恐怖」である。

### DVと虐待の関係性

DVと子どもへの虐待は、本来分割することはできないものである。面前DVの実態からも分かることおり、DVのある家庭では、同時に子どもへの虐待も起きている。

2018年に目黒区で、当時5歳の子どもの虐待死事件が起きた。その子どもの母親による手記が『結愛へ』（小学館、2020年）である。この家庭では、子どもへの虐待とともに、父親による母親への精神的DVも存在していたという。

日本では、DVや虐待は犯罪ではない。確かにDVや虐待が原因で加害者が捕まるはあるが、それは被害者が死傷したから——つまり「傷害致死」として捕まったから——であり、DVや虐待そのもので逮捕されているわけではない。事実、目黒区の虐待死事件の場合、父親は傷害容疑、母親は保護責任者遺棄致死容疑で逮捕されてい

る。『結愛へ』は、「法は家庭に入らず」という前提に立つ日本の法制度に、様々な問い合わせを投げかけている。



船戸優里『結愛へ：目黒区虐待死事件 母の獄中手記』小学館、2020年

## 逆転しているDV被害者と加害者の意識

カウンセリングをしているなかで気づいたことがある。それは「被害者と加害者の意識が逆転している」ということだ。多くの場合、DV加害者は表向き「私はパートナーをDVで傷つけました」と言いながら、心の中では「自分こそが被害者だ」と思い込んでいる。その一方で、被害者は「自分に問題があって、DVをされたのではないか」「自分が本当の加害者なのではないか」と思い自責の念に駆られていることが多い。DV被害者支援をする援助者は、この被害者と加害者の意識の逆転をしっかりと理解しなければならない。

被害者支援に携わるなかで、私は「DVにおいて、被害者の責任はゼロである」という立場に立っている——この立場に立てない人は、被害者支援に携わるべきではないとさえ思う。正義は、被害者の側にこそあるからだ。しかし実際には、DV加害者にそのことを伝えると、何よりも強く拒否反応を起こす。「でもね、先生。自分に責任があることは分かるんだけど、実際には責任は自分が4割で、パートナーが6割でしょ?」「いやいや、百歩譲って、自分が

8割で、パートナーが2割でしょ?」と言い返すのだ——この反応は日本特有のものではないという。しかし、私は加害者の反応に同調しない。そのような、ある意味での「中立的」な立場には立たない。それは加害者の側に立つことと等しいからだ。カウンセリングの際、クライアントである被害者へ「あなたは悪くない、責任はゼロですよ」と伝えること——加害者に責任が100あり、被害者はゼロであること——は、私たち援助者のポジショナリティ（立場性）の根幹にあるものなのだ。

## 被害者支援の一環としての加害者プログラム

私はDV加害者プログラムにも取り組んでいる。このプログラムの大きなポイントは、加害者のためではなく、被害者のために行われているということだ。時々、「信田さんは加害者『支援』をしているんですね」と言われるが、その度に「いいえ、私は加害者の支援はしておりません。私は加害者プログラムをしております」と訂正している。加害者プログラムにはあくまで、被害者支援の一環として取り組んでいる。

このように、加害者プログラムは援助者にとって特有の難しさがある。従来の被害者支援に慣れている援助者は、目の前にいる被害者がクライアントであるのに対し、加害者プログラムはそうではない。目の前の加害者のパートナーである、そこにはいない被害者こそが、眞のクライアントなのである。この二重構造は、援助者にとって非常に難しい。

加害者プログラムの特徴は、加害者に「あなたは、あなたの暴力に対して責任をとらなければなりません。そして、あなたは責任をとることができの人です」ということを認識させることにある。非常に難しいことだが、暴力という



リーブラ パープルリボン運動 2024 信田さよ子さん講演会 当日の様子

行為を否定する一方で、加害者的人格は否定しない——「罪を憎んで人を憎まず」の精神で、行為と人格を切り離すのである。

加害者がとらなければならない責任には、①謝罪賠償責任、②再発防止責任、③説明責任の3つがある（図2）。ここでは3つ目の説明責任について詳しく取り上げたい。一番わかりやすい説明責任は、「加害者に、被害者の言い分を全て暗記させること」だと思う。加害者にとって、被害者の証言を読むことは非常に苦しいものである。しかし、誤解を恐れずに言えば、加害者は、被害者の受けた苦しみとは違う形で、苦しまなければならぬのではないか。日本には「死んで詫びる」という言葉があるが、それでは責任をとったとはいえない。加害者は生き続

けて、責任をとらなければならないのだ。

## 今、DVに苦しんでいるあなたに伝えたいこと

加害者に立ち向かったり、一歩を踏み出したりすることは怖い。そんなとき、仲間の顔を思い浮かべてほしい。そうすると、加害者は一人だが、自分には味方がいることに気づき、恐怖心が和らぐのだ。味方が多ければ多いほど勇気が出てくる。仲間は誰だっていい——いつも一緒に活動する誰かでもいいし、私信田でもいい。リーブラに集った受講者でもいいのだ。家に帰って加害者と対峙したとき、自分には味方がいることを思い出してほしい。

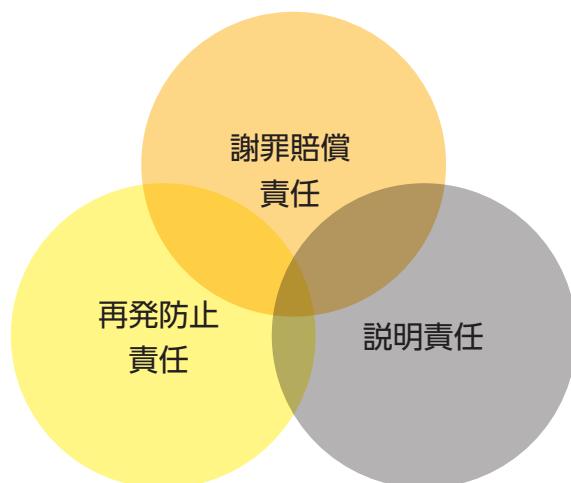


図2 加害者が負う「責任」について

### 登壇者プロフィール

#### のぶた さよ子さん

公認心理師・臨床心理士、  
原宿カウンセリングセンター顧問、  
(公社)日本公認心理師協会会長

1995年に原宿カウンセリングセンターを設立し、アルコール依存症、摂食障害、ひきこもりに悩む人やその家族、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、性暴力、各種ハラスメントの加害者・被害者へのカウンセリングを行っている。著書に『家族と災厄』（生きのびるブックス、2023年）、『暴力とアディクション』（青土社、2024年）、『母は不幸しか語らない——母・娘・祖母の共存』（朝日文庫、2024年）、他多数。



## 港区立男女平等参画センター リーブラ

〒105-0023 港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦  
Tel:03-3456-4149 Fax:03-3456-1254  
▶<https://www.minatolibra.jp/>



講座情報等をメールマガジン「クラブL」で配信しています（月3回）。  
登録はこちらから ➔

#### アクセス

- JR「田町駅」東口（芝浦口）徒歩5分
- 都営地下鉄浅草線・三田線「三田駅」A6出口 徒歩6分
- ちいばす◆芝ルート・芝浦港南ルート「みなとパーク芝浦」徒歩0分  
◆芝浦港南ルート「芝浦一丁目」徒歩4分
- 都営バス（田92・99）「田町駅東口」徒歩6分

港区男女平等参画情報誌「OASIS オアシス」84号 2025年2月発行  
発行：港区立男女平等参画センター 指定管理者 株式会社明日葉

